

令和4年9月定例会

御杖村議会会議録

令和4年9月12日開会

令和4年9月22日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（9月12日）	— 1 —
◎議事日程	— 2 —
◎本日の会議に付した事件	— 3 —
◎出席議員（7名）	— 3 —
◎欠席議員（1名）	— 3 —
◎会議録署名議員	— 3 —
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	— 3 —
◎職務のため議場に出席した事務局職員	— 3 —
◎〔発言記録〕	— 4 —
◎開会及び開議の宣告	— 4 —
◎会議録署名人の指名	— 4 —
◎会期の決定	— 4 —
◎諸般の報告（議会運営委員会）	— 4 —
◎諸般の報告（例月出納検査）	— 5 —
◎諸般の報告（桜井宇陀広域連合議会）	— 5 —
◎行政報告	— 5 —
◎一般質問	— 6 —
張間議員「三峰山登山客用のトイレ設置について」	— 6 —
◎承認第5号専決処分の承認を求めることについて （令和4年度御杖村一般会計補正予算(第2号)） 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	— 7 —
◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて （令和4年度御杖国民健康保険特別会計補正予算(第2号)） 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	— 8 —
◎議案第22号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 9 —
◎議案第23号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	— 10 —
◎議案第24号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	— 10 —
◎議案第25号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	— 11 —
◎議案第26号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について 〔上程、説明、総括的質疑、付託〕	— 11 —
◎認定第1号令和3年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和3年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 〔上程、説明、一括総括的質疑、付託〕	— 12 —

◎諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
[上程、説明]	—17—
【休憩】	—17—
【答申案配布】	—17—
【再会】	—17—
◎諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
[採決]	—17—
◎同意第2号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて、 同意第3号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて	
[上程、説明、]	—18—
◎同意第2号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて	
[採決]	—18—
◎同意第3号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて	
[採決]	—19—
◎報告第2号継続費精算報告書について	
[上程、報告、質疑]	—19—
◎報告第3号令和3年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に 関する点検・評価の報告について	
[上程、報告、質疑]	—20—
◎散会の宣言	—22—
第2号（9月22日）	—23—
◎議事日程〔審議結果〕	—24—
◎本日の会議に付した事件	—24—
◎出席議員（7名）	—24—
◎欠席議員（1名）	—24—
◎会議録署名議員	—25—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	—25—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—25—
[発言記録]	—26—
◎開議の宣言	—26—
◎承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度御杖村一般会計補正予算（第2号））、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度御杖国民健康保険特別 会計補正予算（第2号））	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—26—
◎承認第5号専決処分の承認を求めることについて （令和4年度御杖村一般会計補正予算（第2号））	
[討論、採決]	—27—
◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて （令和4年度御杖国民健康保険特別会計補正予算（第2号））	
[討論、採決]	—27—

◎議案第23号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について、議案第24号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について、議案第25号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について、議案第26号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—27—
◎議案第23号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について	
[討論、採決]	—28—
◎議案第24号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[討論、採決]	—28—
◎議案第25号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
[討論、採決]	—29—
◎議案第26号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[討論、採決]	—29—
◎認定第1号令和3年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和3年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—30—
◎認定第1号令和3年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—30—
◎認定第2号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—31—
◎認定第3号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—31—
◎認定第4号令和3年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—31—
◎認定第5号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
[討論、採決]	—32—
◎発委第5号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程・採決]	—32—
◎発委第6号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)	
[上程・採決]	—32—
◎閉議及び閉会の宣言	—33—
◎議事録署名	—35—

(令和4年9月12日)

令和4年9月御杖村議会定例会(第1号)

令和4年9月12日(火)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

・議会運営委員会	8月25日
・例月出納検査	5月・6月・7月分
・桜井宇陀広域連合議会	7月26日臨時会

第4 行政報告

第5 一般質問

第6 承認第5号〔予算決算委員会付託〕

専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度御杖村一般会計補正予算(第2号))

第7 承認第6号〔予算決算委員会付託〕

専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号))

第8 議案第22号〔原案可決〕

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第23号〔予算決算委員会付託〕

令和4年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について

第10 議案第24号〔予算決算委員会付託〕

令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について

第11 議案第25号〔予算決算委員会付託〕

令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について

第12 議案第26号〔予算決算委員会付託〕

令和4年度御杖村介護会計補正予算(第1号)の議定について

第13 認定第1号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

第14 認定第2号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第15 認定第3号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第16 認定第4号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村介護特別会計歳入歳出決算の認定について

第17 認定第5号〔予算決算委員会付託〕

令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第18 諮問第2号〔原案決定〕

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第19 同意第2号〔原案同意〕

御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

第20 同意第3号 [原案同意]

御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

第21 報告第2号 [報告済]

継続費精算報告書について

第22 報告第3号 [報告済]

令和3年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する
点検・評価の報告について

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(7名)

副議長	葛城昌俊君	1番	張間裕子君	
	2番	廣口芳弘君	4番	古川芳明君
	5番	吉田俊弘君	6番	山岡隆良君
	7番	松岡一生君		

◎欠席議員(1名)

議長 木村忠雄君

◎会議録署名議員

1番 張間裕子君 2番 廣口芳弘君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	中嶋英樹君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
会計管理者	今井智君
教育委員会次長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

散会 午前11時35分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○副議長(葛城昌俊君):皆さん、おはようございます。本日の9月定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。本日の会議に際し、木村議長より入院療養のため欠席届が出ております。ことによりまして、議長が欠席となりますので、地方自治法第106条の規定により、私副議長が議長の職を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。ただ今の出席議員は7名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和4年9月御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会します。ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長(葛城昌俊君):本日の議事日程は、別紙第1号のとおりとします。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、1番張間裕子君・2番廣口芳弘君を指名します。

◎会期の決定

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第2、会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの11日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第3、諸般の報告を行います。はじめに、8月25日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):議長。7番松岡。

○副議長(葛城昌俊君):松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):それでは、8月25日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、木村議長及び吉田委員より提出された欠席届の報告のあと、9月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議をおこな

い、会期を、9月12日から22日までの11日間とし、会期中の日程については、9月12日午前10時開会、全員協議会を13日午前9時30分開会、予算決算委員会を16日午前9時30分開会、続会議を22日午前10時開会と決定いたしました。また一般質問については、通告締め切り日を9月5日午後5時までとし、質問日は、9月12日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、専決を含む補正予算6件及び決算認定5件は予算決算委員会へそれぞれ付託し、条例の一部改正1件、人事諮問1件、人事同意2件、報告2件については、開会日に即決することと致しました。最後に、次回12月定例会の会期を検討するため、「継続調査申出書」を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○副議長(葛城昌俊君):松岡委員長、ご苦勞様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○副議長(葛城昌俊君):次に、監査委員より例月出納検査について、5月から7月分の検査報告をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告(桜井宇陀広域連合議会)

○副議長(葛城昌俊君):次に、7月26日開催されました桜井宇陀広域連合議会臨時会の報告ですが、報告書の写しを配布させていただいておりますので、写しをもって報告に変えさせていただきます。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第4、行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):9月定例会の開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。先ず、新型コロナウイルス感染症に関する対応について申し上げます。最大となりました第7波もピークアウトしたかの報道もありますが、経済との両立を図ろうとする国の方針を踏まえ、しっかりとした感染対策の継続はまだ必要と感じているところでございます。本村におけるワクチン接種の進めについてですが、60歳以上の方および基礎疾患をお持ちで医師が認めた方等を対象に、9月末までの予定で、4回目のワクチン接種を進めているところであります。9月7日時点における接種状況は、4回目の接種を受けられた方は、全村民で見ますと47.2%、60歳以上の方で見ますと63.8%となっております。また、政府は、オミクロン株に対応したワクチンの追加接種を10月から9月に前倒しする方針を明らかにしております。対象は、4回目の対象となっている高齢者や医療従事者から開始し、その後は、2回目までの接種を終えた12歳以上の全ての人を対象を拡大する予定です。なお、5歳から11歳に係る接種については、3回目を10月から行います。本村について

は、宇陀市立病院での合同接種を予定しております。次に、マイナンバーカード普及促進地域振興券交付事業でございます。9月の全戸配布でお知らせをさせていただきましたが、マイナンバーカードの取得を促進するため、12月末までにマイナンバーカードを取得した方を対象として、ひとり5千円の地域振興券を交付いたします。マイナンバーカードの本村の交付率は、8月末時点で62.1%と、県内では3番目に高い率となっております。国においては、マイナンバーカードの交付率を次年度の交付税算定に反映しようとする構想もあります。更なる普及促進のため本事業を実施したく、ワクチン追加接種に係る経費とあわせて、今回の一般会計補正予算に計上させていただいております。続きまして、診療所医師の交代についてご報告いたします。8月31日をもって、長年、診療所の所長としてお勤めいただいた合田医師が退職され、新たに9月1日より竹田啓医師を採用いたしました。竹田医師は、これまで名張市立病院の医師として務めておられました。高齢化が進む本村にとって、診療所は地域の一次医療機関として大きな役割を担っています。これまでの経験を活かし、村民の皆様が健康で安心して暮らしていけるよう、努めていただきたいと思います。なお、竹田医師の紹介を10月の広報紙に掲載し村民への周知を図りたいと思っております。最後に、国道368号線の改良事業に係る動向についてご報告いたします。去る7月27日、国道368号改修期成同盟会の総会が開催され、葛城副議長と一緒に出席をさせていただきました。会議では、発言の時間をいただきましたので、本村にとって368号線は、生活や防災において重要な路線であることを説明いたしました。また、来賓として出席されている三重県の関係者に対しても、事業が長期化していることに対し早期完成をお願いしたところです。これに対しまして、三重県からも説明があり、これまでの事業予算が年間数億円であったところ、昨年度から大幅に増額しているとのことでした。難所である仁柿峠や下太郎生をはじめ、伊賀名張間の4車線化等、まだまだ改良が必要な箇所は残っているところですが、大幅な予算アップをされたということで、進捗の改善に期待をしているところです。住民の方の関心も高い道路でございます。今まで以上に期成同盟会の活動、また、村としても要望していかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。結びに、本定例会には、決算認定をはじめ、条例改正や補正予算、人事案件等、17件を提案しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。9月定例会の行政報告とさせていただきます。

○副議長(葛城昌俊君):これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

張間議員「三峰山登山客用のトイレ設置について」

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第5一般質問を行います。通告に基づき発言を許可します。1番張間議員。

○1番(張間裕子君):はい。1番張間。

○副議長(葛城昌俊君):はい、張間議員。

○1番(張間裕子君):ただ今、議長の許可を得ましたので、昨年9月に一般質問させていただきました三峰山のトイレ整備について、再び質問させていただきます。不動の滝にありますバイオトイレについては、その機能は果たされていないものの、株式会社みつえと役場職員の方による定期的な清掃により、以前より清潔になっていると感じております。が、やはり登山客の方からのご意見と

して、駐車場内にトイレを設置することが最も望ましいと考えられます。特に夏のキャンプシーズンにおいては、旅行村の利用客の方が非常に多く、その上、登山客の方まで旅行村内のトイレを利用することは清掃の面でも、また、駐車場から遠く離れた場所へ行かなければならないという利便性においても、とても不便であります。この度、全国的に知られる某登山用品店の SNS に三峰山が取り上げられ、知名度は上がっていると思います。昨年9月の村長の答弁では、奈良県と協議を行い、県の自然環境整備計画に搭載し進めて行くとのことでしたので、その後の進捗状況についてお聞かせください。また、御杖村の宝である三峰山に来て頂く方の為にも、観光振興を進める上でも何とか駐車場内にトイレを設置する方向で、今一度考えていただけませんか。ご返答をお願いいたします。

○副議長(葛城昌俊君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):ただ今の、張間議員の質問についてでございます。昨年9月に答弁しました自然環境整備計画への搭載について奈良県と協議しましたが、搭載し改修等の要望を行ったとしても不動滝トイレは県内で比較的新しく、また優先順位が低いこと等の理由から、要望に応えられる時期の見通しはたたないとの事でした。しかしながら、誰もが気持ちよくご利用いただけるきれいなトイレとしての管理は困難な状態であること、また三峰山の登山者や観光客が気持ちよく利用できるトイレの環境整備は観光振興を進める上で重要な事と考えております。そうしたことから、今年度から村が実施いたします青少年旅行村リニューアル事業にトイレ整備を盛り込み、登山者や観光客、また旅行村利用客が利用する駐車場内にトイレを整備する方向で計画を立て、早期に実施できるよう検討していきたいと考えております。

○副議長(葛城昌俊君):質疑は、よろしいですか。

○1番(張間裕子君):はい、議長。

○副議長(葛城昌俊君):張間議員。

○1番(張間裕子君):村長もトイレが必要だというお考えであり、旅行村のリニューアル計画が進んでいるとのことですので、慎重にかつ迅速に進めていただきますようお願いを致しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):ただいまの、張間議員の質問です。トイレにつきましては、やはりどの観光地に行きましても、みなさん、ここのトイレはきれいやったという意見は、私どもも行ったときに言ったりしますし、聞いたりもします。そうした中で、この整備につきましては、大変重要な案件であると思っております。ちょうど、リニューアル事業の実施計画につきまして、ただ今入札の進めをしているところでございます。そうした中で、このトイレ整備、特に整備計画の中に重点的に入れていくという方向で進めたいと思いますので、よろしく願います。

○副議長(葛城昌俊君):これで、一般質問を終わります。

◎承認第5号専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度御杖村一般会計補正予算(第2号))

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第6承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度御杖村一般会計補正予算第2号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般会計の歳入歳出それぞれに307万4千円を追加し、補正後の総額を24億5,569万円とするものでございます。内容は、ケアハウスのエレベーター故障の修理にかかる費用と、新規就農者に対する経営支援策を拡充するものです。早急に予算措置が必要となったことから、去る7月8日に専決処分をいたしましたので、承認をお願いするものです。よろしく申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第6承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度御杖村一般会計補正予算第2号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号))
[上程、説明、総括的質疑、付託]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第7承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、国民健康保険特別会計診療施設勘定の歳入歳出それぞれに160万円を追加し、補正後の総額を1億2,185万3千円とするものです。内容は、県の補助金を活用して、新型コロナウイルス感染の有無を判断するための検査機器を購入するもので、昨年度購入しました機器と併せ、2台による検査態勢を整えるものです。早期着手のため、去る7月8日に補正予算の専決処分をいたしましたので、ご承認のほどお願いします。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第7承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第22号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第8議案第22号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、育児を行う職員の、職場と家庭の両立を目的とした地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の取得要件の緩和及び勤務環境の整備を行うため、本条例を改正するものです。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○総務課長(中嶋英樹君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):失礼します。主な改正内容につきまして、大きく三点に分けてご説明を申し上げます。まず、非常勤職員が育児休業を取得する場合は、その子が1歳6ヶ月に達する日まで引き続き採用見込みがある場合に限られていましたが、その期間を約8ヶ月に短縮するものでございます。二点目の改正でございます。非常勤職員に係る育児休業等の柔軟化を行うものでございます。これまでは、出生から57日、また57日超えから1歳までの間につきましては、各期間1回のみ取得可能となっていました。これを各期間を2回に分けて取得可能としました。また1歳から1歳6ヶ月、1歳6ヶ月から2歳の間は、各期間1回については変更ありませんが、限定されておりました取得開始時点、これを柔軟化することにより、夫婦交替で取得することが可能となるよう改正を行うものでございます。最後、三点目でございます。常勤の職員についてでございますが、出生から57日、また57日から3歳までの各期間について、法改正により原則2回まで分割取得が可能となったことから、これまで必要でありました再度の育児休業取得に係る申し出及び3ヶ月の経過期間、これを不要とするものでございます。改正分は、非常に難解でございますので、主な改正点をご報告申し上げます。施行日を10月1日としております。ご審議の程よろしく願いいたします。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採

決を行います。日程第8議案第22号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8議案第22号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第9議案第23号、令和4年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定についてを議題とします。本案につきまして、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに1億4,786万6千円を追加し補正後の総額を26億355万6千円とするものでございます。主な内容ですが、歳入では、令和3年度の決算収支に合わせ繰越金の増額補正を行い、歳出においては、基金積立金の増額と、マイナンバーカードの普及促進も含めた振興券配布事業、また、新型コロナワクチン5回目接種に係る経費等を計上するものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第9議案第23号、令和4年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第24号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第10議案第24号、令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに424万2千円を追加し、補正後の総額を1億4,336万1千円とするものです。主な内容ですが、歳入では、3年度の決算収支により繰越金を増額補正し、歳出では、公営企業会計への移行に向けたシステム導入経費の計上と、基金への積立金を増額するものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を

行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第10議案第24号、令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第25号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第11議案第25号、令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、診療施設勘定の歳入歳出それぞれに75万円を追加し、補正後の総額を1億2,260万3千円とするものでございます。主な内容ですが、歳入では、前年度繰越金の増額に伴い、一般会計からの繰入金を減額する調整を行い、歳出では、電子カルテシステムの操作端末増設の経費を計上するものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第11議案第25号、令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第26号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算 (第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、付託]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第12議案第26号、令和4年度御杖村介護保険特別会計補正

予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに4,380万2千円を追加し、補正後の総額を4億8,148万3千円とするものでございます。主な内容ですが、歳入では、3年度の決算収支に伴う繰越金の増額を行い、歳出では、介護給付に係る前年度補助金の精算より返還の必要が生じたため、所要額を計上するものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第12議案第26号、令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎認定第1号令和3年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定
について、認定第2号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和3年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

[一括上程、一括説明、一括総括的質疑、一括付託]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第13認定第1号、令和3年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第14認定第2号、令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15認定第3号、令和3年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16認定第4号、令和3年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17認定第5号、令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5議案は、令和3年度各会計決算の案件ですので、一括議題とします。まず、一般会計決算について、説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第233条の規定により、令和3年度の御杖村一般会計歳入歳出決算について認定をお願いするものです。決算の額でございますが、歳入総額29億7,236万6,512円、歳出総額27億9,473万7,158円、差引額1億7,762万9,354円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、1億6,776万4,354円となりました。

内容については、会計管理者が説明を申し上げます。

○副議長(葛城昌俊君):今井会計管理者。

○会計管理者(今井智君):はい。議長。失礼します。令和3年度一般会計決算について、本日提案を致しました概要につきまして、決算の内容に関する説明書をお配りさせて頂いておりますので、こちらに基づきまして概要をご説明致します。1枚めくって頂きまして、1ページをご覧下さい。1. 一般会計決算の概要、予算の執行にあたって、計上した歳入については財源の確保に努め、歳出については経費の節減と執行の効率化に努めた結果、令和3年度の一般会計歳入歳出決算額は、決算書の119ページの実質収支に関する調書のとおり、歳入総額29億7,236万6,512円、歳出総額27億9,473万7,158円、収支差引額1億7,762万9,354円となりました。収支差引額から、繰越明許費によって翌年度へ繰り越すべき財源、986万5千円を差し引いた、1億6,776万4,354円の黒字となりました。歳入決算の状況について、令和3年度の歳入総額は、29億7,236万6千円で、前年度と比較して3,634万3千円減少しています。歳入の主な内訳は、地方交付税14億4,623万6千円、構成比48.7%、村債5億4,860万円、同18.5%、国県支出金4億9,782万3千円、同16.7%、繰越金2億463万5千円、同6.9%、村税1億1,291万6千円、同3.8%等となっています。詳細につきましては、次のページ、2ページの第1表一般会計歳入決算の内訳のとおりでございますが、朗読は省略させて頂きます。これを前年度決算額と比較しますと、村税は第2表のとおり、総額で1億1,291万6千円、対前年度323万1千円、2.9%の増額となりました。個人村民税については、高額所得者の転入により、233万4千円、6.5%の増額となり、固定資産税については、太陽光パネルの設置に伴う償却資産の増加により、92万2千円、1.5%の増額となりました。それぞれの税の状況は次のページ、3ページ、第2表村税決算の状況のとおりでございます。地方譲与税は、5,484万2千円で前年度に比べて62万2千円、1.1%の増額となりました。森林環境譲与税については、2,144万1千円の交付を受け、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされており、充当した事業等については、第3表のとおりとなっています。4ページをご覧下さい。地方消費税交付金は、3,481万4千円で前年度に比べて188万6千円、5.7%の増額となりました。消費税率引上げによる増収分の交付額は、1,922万7千円となりました。この増収分については、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされており、主なものは第4表のとおりです。地方交付税は、普通交付税と特別交付税をあわせて、14億4,623万6千円で前年度に比べて1億8,440万7千円の増額となりました。普通交付税については、地域社会再生事業費の創設等による増額と、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費の追加交付により1億8,003万5千円の増額となりました。また、交付税の振替措置とされている臨時財政対策債は3,220万円を借り入れました。5ページをご覧下さい。分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金が生じたため29万8千円、83.9%の増額となりました。使用料及び手数料は、公営住宅使用料等の減少により155万2千円、6.4%の減額となりました。国県支出金は、総額4億9,782万3千円で対前年度3億4,832万3千円、41.2%の減額となりました。国庫支出金では、特別定額給付金給付事業補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減額が、県支出金では県内消費喚起支援事業及び地籍調査事業費負担金などの減額が主な要因です。国県支出金のうち主なものは、第5表に列記したとおりです。財産収入は、543万円で前年度に比べて303万2千円、35.8%の減額となりました。村債管理基金において高利率の債券が満期償還となったことによる利息収入の減少及び消防車両の売却資産売上収入の減収が減額の主な要因です。令和3年度末における基金の現金保有残高は37

億1,077万2千円で、各基金別の内訳は6ページの第6表のとおりです。繰越金は、2億463万5千円で対前年度4,647万9千円、29.4%の増額となっています。諸収入は、1,937万5千円で対前年度711万円、58.0%の増額となりました。令和2年度奈良県後期高齢者医療給付費市町村負担金の精算に伴う返還分、消防団退職者報償金及び自治体デジタルトランスフォーメーション推進支援金等の増額が主な要因となっています。村債は、借入総額は、5億4,860万円で対前年度比較では6,650万円、13.8%の増額となりました。そのうち、過疎対策事業債については、統合学校施設の建設費や橋梁長寿命化修繕事業をはじめとする普通建設事業等の財源として、5億400万円の借入れを行いました。交付税の振替措置による臨時財政対策債、交付税算入100%については3,220万円の借入れを行いました。また、統合学校防火水槽設置及び防災情報提供システムサーバー更新の財源として1,140万円の緊急防災減災事業債の借入れを行いました。奈良県急傾斜地崩壊対策事業費負担金の財源として、100万円の一般単独事業債、防災対策事業の借入を行いました。地方債の目的別借入内訳は、次のとおりです。過疎対策事業債5億400万円、臨時財政対策債3,220万円、緊急防災減災事業債1,140万円、7ページをご覧ください。一般単独事業債防災対策事業、100万円。歳出決算の状況について、令和3年度の歳出総額は27億9,473万7千円で前年度と比較して933万7千円、0.3%の減となりました。目的別決算の主な内訳は、第7表のとおり総務費7億6,694万2千円、構成比27.4%、教育費6億5,484万4千円、同23.4%、民生費4億4,322万8千円、同15.9%、土木費2億700万7千円、同7.4%となりました。前年度決算と比較して増額となった項目では、教育費が統合学校ネットワーク整備及び小中学校用PC購入等により4,252万5千円の増、民生費が住民税非課税世帯臨時特別給付事業及び子育て世帯臨時特別給付金事業並びに老人福祉センター1階トイレ他改修工事により4,083万1千円の増、衛生費が健康管理システム導入業務委託事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等により3,657万8千円、30.4%の増、公債費が元金償還額2,070万3千円の増等により2,008万9千円、11.0%の増、消防費がドクターヘリ場外離着陸場整備及び統合学校防火水槽設置等により1,410万9千円、13.1%の増となりました。一方、減額となった項目については、土木費が村道新設改良事業及び橋梁長寿命化事業等の減により7,013万3千円、25.3%の減少、商工費が観光施設トイレ洋式化工事、事業継続支援金事業、旅行村浄化槽改修及び指定管理者コロナ対策支援事業等の減少により6,844万7千円、42.6%の減少、農林水産業費が森林環境整備基金積立及び施業放置林事業の減により2,657万5千円、19.0%の減少となりました。9ページをご覧ください。性質別決算の主な内訳は、第8表のとおり普通建設事業費7億7,561万5千円、構成比27.8%、人件費4億5,714万7千円、同16.4%、積立金4億1,808万8千円、同15.0%、補助費3億790万円、同11.0%、物件費が2億8,239万円、同10.1%、公債費が2億135万2千円、同7.2%等となっています。前年度決算額と比較しますと、人件費は、地域おこし協力隊事業、育成塾事業及び衆議院議員選挙等により279万2千円、0.6%の増額となりました。物件費は、健康管理システム導入業務委託事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、小中学校PC購入及び基幹系システム更新等によって3,189万7千円、12.7%の増額となりました。維持補修費は、河川維持事業等の減額により515万4千円、29.5%の減となりました。扶助費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業等により3,693万5千円、32.1%の増額となりました。補助費は、一部事務組合への負担金は東宇陀環境衛生組合負担金の減額等により207万4千円、1.5%の減額となりました。一部事務組合以外の補助費については、特別定額給付

金事業及び地域振興券交付事業の減等により2億1,382万3千円、55.0%の減額となり、補助費全体としましては2億1,589万7千円、41.2%の減額となりました。主な補助費の内訳は第9表のとおりです。公債費は、元金償還金2,070万3千円の増等により2,008万9千円、11.1%の増額となりました。投資及び出資金貸付金は、株式会社みつえへの出資金の減額により2,000万円、100.0%の減額となりました。積立金は、財政調整基金への積立金の増額等により2億2,363万8千円、115.0%増額となりました。11ページをご覧ください。繰出金は、国民健康保険特別会計、事業勘定診療施設勘定、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額により1,787万1千円、8.7%の減額となりました。普通建設事業につきましては、継続事業の最終年度となる統合学校整備事業の実施のほか、老人福祉センター1階トイレ他改修、ドクターヘリ場外離着陸場整備、統合校舎防火水槽整備、伊勢本街道整備等の投資を行いました。一方、村道新設改良、橋梁長寿命化事業、橋梁点検事業等地域基盤の整備に係る減額、観光施設トイレ洋式化及び三季館シェルター設置等の費用の減額により普通建設事業としましては6,576万6千円、7.8%減少しています。普通建設事業の主な事業は、第10表のとおりです。以上で一般会計決算の概要説明を終わらせて頂きます。詳細につきましては、決算事項別明細書や主要施策の成果に関する報告書をご覧ください、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

○副議長(葛城昌俊君):次に、特別会計決算を一括して、説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第233条の規定により、簡易水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、以上4会計の令和3年度歳入歳出決算ついて、認定をお願いするものでございます。それぞれの決算概要については、会計管理者が説明を申し上げます。

○会計管理者(今井智君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):今井会計管理者。

○会計管理者(今井智君):失礼します。令和3年度特別会計決算につきまして決算の内容に関する説明書12ページをご覧ください。第11表のとおり特別会計決算の状況でございます。1枚めくって頂きまして、13ページをご覧ください。簡易水道事業特別会計は、歳入総額1億1,607万7千円、歳出総額1億1,313万4千円、収支差引額は294万3千円となりました。前年度との比較では、歳出において、配水管更新事業費は増額となりましたが、非常電源装置の設置費用及び浄水場の計測機器の更新費用等が減少したため、1,165万3千円の減額となりました。一般会計からの繰入金も、前年度に比べて307万1千円の増額となりました。国民健康保険特別会計事業勘定の歳入総額は、2億3,284万8千円、歳出総額は、2億2,902万2千円、収支差引額は382万6千円となりました。前年度との比較では、歳出において国民健康保険事業費納付金が増額となったものの、直営診療施設勘定繰出金及び保険給付費並びに制度改正システム改修費用等の減少により、752万7千円の減額となりました。国民健康保険特別会計診療施設勘定は、歳入総額9,963万7千円、歳出総額9,202万3千円、収支差引額は761万4千円となりました。前年度に比べて歳出では、新型コロナウイルスの患者に対応するため、解析付心電計等の医療機器を導入したことにより増額となりましたが、電子カルテシステムの導入関係費用及び退職手当負担金の減少により、280万6千円の減額となりました。介護保険特別会計は、歳入総額4億5,847万7千円、歳出総額4億1,765万9千円、収支差引額は4,081万8千円となりました。前年度に比べ

て歳出では、介護保険事業計画、高齢者福祉計画の策定費用及び介護報酬改定等に伴うシステム改修費並びに保険給付費のうち介護サービス費は減少となりましたが、保険給付費のうち介護予防サービス費及び地域支援事業費のうち包括的支援事業、任意事業費並びに介護給付費準備基金積立金が増加したため954万1千円の増額となりました。後期高齢者医療特別会計は、歳入総額3,887万8千円、歳出総額3,882万5千円、収支差引額は5万3千円となりました。前年度に比べて歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金等の増に伴い、100万1千円の増額となりました。なお、最後に村債の状況について説明させていただきます。3村債の状況、村債の目的別の増減及び現在高の状況は第12表のとおりです。令和2年度末における村債の現在高は、一般会計と特別会計を合わせて25億615万3千円でしたが、令和3年度中に、普通建設事業等の財源としての地方債5億8,560万円の借り入れを行い、一方既に借りている村債について2億4,175万9千円の元金償還を行った結果、令和3年度末の借入現在高は28億4,999万4千円となり、前年度と比較して3億4,384万1千円、13.7%増加しました。地方債の借り入れについては、後年において地方交付税によってその償還に対する財源措置のある有利な地方債の活用を行い、財政負担の軽減に努めています。以上で特別会計の決算の概要並びに村債の状況についての説明を終わらせていただきますが、一般会計同様、詳細につきましては、決算事項別明細書等をご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしく願い致します。

○副議長(葛城昌俊君):ここで、令和3年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員に決算審査の意見を求めます。山岡監査委員。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○副議長(葛城昌俊君):山岡議員。

○6番(山岡隆良君):お手元の令和3年度御杖村一般会計、特別会計の決算審査意見書をご覧いただきたいと思います。この決算審査につきましては、去る8月22日に、片桐監査委員とともに審査を実施させていただきました。決算審査意見書の各諸表の朗読は省略させて頂き、7ページの決算審査結論の朗読をもって報告に代えさせて頂きたいと思います。令和3年度決算審査結論、地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に基づき、本村の令和3年度「健全化判断比率等について審査したところ全てにおいて基準以下となっている。日本の景気の先行きは、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、新型コロナウイルス感染対策に万全を期し、景気が持ち直していくことが期待されている。国の施策による非課税世帯への臨時特別定額給付金の支給、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業が実施され、村民への生活支援も行われた。引き続き、国の施策を注視しながら、村民の安全安心な生活への対応や地域経済対策の力強い取り組みを期待する。また、ウクライナ情勢悪化による資源価格の上昇や日米金利差拡大を受けた円安などにより物価が上昇し、村民の生活も厳しくなっており、限られた財源を効果的に活用した施策を推進し、先例や慣例にとらわれることなく柔軟に対応され、効果的、効率的な予算の執行に努められたい。最後に、第4次長期総合計画の着実な推進と、目指す村の将来像の実現に向け、3つの基本目標に掲げるむらづくり施策に、村長はじめ職員が一丸となって取り組みを実施されるようお願いし、令和3年度決算審査の結論とさせていただきます。以上でございます。

○副議長(葛城昌俊君):山岡監査委員ありがとうございました。ただ今、当局よりの説明と、監査委員より決算審査に係る意見をいただきました。これから決算5議案について一括して、統括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。各会計決算の認定議案についても、議会運営委員会の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、一括して予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第13認定第1号から日程第17認定第5号までの令和3年度における一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める ことについて

[上程、説明]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第18諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):ただいま上程されました人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。法務大臣より委嘱され、現在人権擁護委員にご就任いただいています鈴木紀子氏が令和4年12月31日で任期満了となります。人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより、法務大臣に対し、再任の候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。鈴木氏は、長年教職に身を置かれ、退職後は人権擁護委員として平成29年から2期にわたり、人権思想の普及と人権の擁護に努められ、人権相談を初め、多方面に献身的なご努力をいただいております。この豊富な経験と実績をもって、さらに充実した人権擁護委員活動を行っていただけるものと確信し、再任の推薦をしようとするものです。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。推薦理由の説明といたします。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第18諮問第2号について、質疑及び討論を省略します。ここで暫時休憩いたします。整い次第再開いたします。

【休憩 午前11時12分】

【答申案配布 森本事務局長】

【再会 午前11時13分】

◎諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める ことについて

[採決]

○副議長(葛城昌俊君):休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより、日程18諮問第2号について採決を行います。本案諮問に対し、休憩中お手元に配布いたしました答申案のとおり適任である旨の意見を附して、答申したいと思います。これに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第18諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎同意第2号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任
につき同意を求めることについて・同意第2号御杖村固定資
産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

[上程、説明]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第19同意第2号及び日程第20同意第3号の御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについては同一委員会選任同意の案件でございますので、一括議題とします。本2議案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。日程第19同意2号及び日程第20同意第3号について、一括して提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本2議案につきましては、同趣旨の議案でございますので、あわせて説明をさせていただきます。固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、2名の方が12月13日付けをもって任期満了となります。地方税法の規定によりまして、委員は当該市町村の住民、市町村民税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任することになっております。今回、選任同意をお願いしますのは、再任として大字菅野水口尉之氏です。水口氏は、役場職員として勤務し税務課職員、また税務課長として勤務した経験をお持ちで、固定資産の評価についても熟知しており、適任者として再任のお願いするものです。また、もう一人の方は、大字菅野藤田辰猪氏です。ご存知のとおり藤田氏は、御杖村役場に長年勤務され、この間には税務業務も経験され、固定資産の評価についても精通されていることから、適任者としてお願いするものです。任期は、両氏とも令和4年12月14日から令和7年12月13日までの3ヶ年です。同意いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本2案件につきましても、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第19同意第2号及び日程第20同意第3号についても、質疑及び討論を省略します。これより、各案件ごとについて採決を行います。

◎同意第2号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任
につき同意を求めることについて

[採決]

○副議長(葛城昌俊君):日程第19同意第2号について、採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第19同意第2号、御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎同意第3号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任 につき同意を求めることについて

[採決]

○副議長(葛城昌俊君):日程第20同意第3号について、採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第20同意第3号、御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎報告第2号継続費精算報告書について

[上程、説明、質疑]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第21報告第2号、継続費精算報告書についてを議題と致します。本案について、概要の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○副議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、令和2年度から3年度の2カ年において継続費を組みました統合校舎整備事業について、その継続年度を終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告を行うものでございます。内容につきましては、教育次長から報告をいたします。

○副議長(葛城昌俊君):中村教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長(中村康幸君):はい、議長。令和3年度御杖村継続費精算報告書により報告をさせていただきます。議案書内、見開きの報告書をご覧ください。令和2年度から3年度での2カ年にわたる継続費予算で事業を行いました小中学校統合校舎整備事業費につきまして、精算報告をいたします。各年度の支出額は、報告書中央右に記載しておりますように、令和2年度が4億6,437万391円、令和3年度が4億7,496万59円、総額9億3,933万450円となりました。主たる支出となる本体工事費は8億8千万円で、令和2年8月25日に一般競争入札を行い村本・松塚特定建設工事共同企業体が落札し、令和2年9月3日に契約議案を可決いただき工事を行いました。各年度の支出内訳は、1万円単位での説明となりますが、令和2年度が、本体工事費4億4千万円、工事監理費935万円、旧小学校を仮校舎として使用するための施設改修費やパソコン等のネットワーク移設費、物品移転費などの支出が合わせて1,502万円です。令和3年度は、

本体工事費4億4千万円、工事監理費935万円、備品購入費が、家具カーテン電子黒板電話設備など合わせて1,687万円、物品移転費296万円、廃棄物処分費303万円、付帯工事費258万円これらが主な支出で、令和3年度の詳細な内訳は主要施策の成果に関する報告書に記載しております。事業財源は、報告書にありますように、2か年の合計支出額9億3,933万450円に対しまして、国の補助金が2億7,438万8千円、内訳比率29.2%、地方債が6億4,115万円、内訳比率68.3%、これは全額過疎対策事業債です。残りの2,379万2,450円、内訳比率2.5%が村の一般財源となりました。以上、継続費の精算報告とさせていただきます。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より概要説明と中村次長より詳細報告をいただきましたので、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で、日程第21報告第2号、継続費精算報告書についてを終わります。

◎報告第3号令和3年度御杖村教育委員会の権限に属する事務 の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について

[上程、説明、質疑]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第22報告第3号、令和3年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告についてを議題と致します。本案について、内容の説明を求めます。鈴木教育長。

○教育長(鈴木泰弘君):はい、議長。

○副議長(葛城昌俊君):鈴木教育長。

○教育長(鈴木泰弘君):失礼致します。令和3年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により点検・評価を行った内容について、報告をさせていただきます。なお、お手元の報告書の小項目評価基準につきまして、昨年度までのABCの3段階評価から、ABCD4段階による評価に改めました。Aとして、執行状況が水準を超える成果がある。B、執行状況が水準を満たしている。C、執行状況がほぼ水準を満たしているが一部に課題がある。D、事務管理、執行状況が水準を満たしておらず改善が必要という基準でございます。この基準の方がわかり安い基準ではないのかなとということで、本年度より変えさせていただきました。教育委員会では、第4次御杖村長期総合計画や御杖村の学校教育の基本方針に基づいて、学校教育、社会教育及び社会体育、文化の振興のために、教育行政を推進しております。教育行政の事務の管理、執行について、7月20日と8月19日の教育委員会議において、各教育委員より点検・評価を実施しました。また、第三者による評価、検証をいただきました。大項目として、一つ目に教育委員の活動、二つ目に総務、学校教育関係、三つ目に社会教育、文化、体育関係、四つ目に総務管理のこの4つの観点から。中項目では、教育委員会活動を4項目、総務、学校教育関係を7項目、社会教育、文化、体育関係を11項目、総務管理、その他を1項目としてまとめさせていただきました。その各項目ごとの点検・評価では、文章表記と共に4段階評価を記載しています。Aが15、Bが21、Cが6、Dが1となっております。尚、コロナ禍により実施できなかった事業4項目については評価をいたしておりません。

学校教育については、感染対策を講じながら小中学校の教育の一貫性を確保し、児童生徒の学力の向上と豊かな心の育成、コミュニケーション能力の伸長や規範意識の確立を目指して、教育活動を進めて参りました。令和3年9月には大変立派な御杖小学校、中学校の新校舎が完成し、施設一体型の小中一貫教育が新たにスタートできることになりました。社会教育分野では、コロナ禍で様々な事業の中止や縮小が余儀なくされた現状もございました。管理執行状況の点検、評価につきましては、報告書詳しく詳細なところをご覧いただきたいと思いますが、私の方から学校教育と社会教育の範囲から現状何点かについての説明、報告を申し上げます。まず、教育委員の活動についてです。月例の委員会では、学校教育の様子や教育力向上に向けた協議を行うことができたと考えております。コロナ禍により、従来開催されていた研究会や研修会が、中止あるいは書面発表等となり研修の機会を充分確保することができたとはいえませんが、定期の学校訪問や行事、授業参観などによって、教育活動の現状把握、理解につとめてまいりました。次に学校教育についてです。9月以降のことになりますが、小中学校が一つの校舎となり、小中学校の教員が、ともに児童生徒を見守りながら、教育活動を進めることで、9年間の間に児童生徒がどのように成長していく姿を、具体的なイメージで考えることができるようになりました。中学校の教員が、専門性を活かしての乗り入れ授業の実施や、職員研修の一体運営、小中合同の集会や全職員と児童生徒とのふれあいが、スムーズに行うことができるようになってきています。小学生の体験的な部活動参加も始めることができました。施設一体型の校舎の特性を十分に生かすために、今後も、小中学校の全教員が共通の課題を設定して、教育活動を進めて参りたいと思っております。次に学校でのICT環境の整備についてです。統合校舎建築事業に合わせ、ICT機器の整備更新が行われました。国が進めるGIGAスクール構想にも連動しながらの授業となっております。特にその中でも、黒板に設置された大型プロジェクターは、児童生徒の視覚による学習理解や興味関心を高めるために大きな役割を果たしております。ICT機器を活用して、休業期間中の児童生徒がタブレット端末を操作し、オンラインによる家庭学習も、できるところからではありますが取り入れてきました。今後、何らかの理由で学校に来られない児童生徒に対する学習保障にも、活用できる可能性が広がったと考えております。次に学級編成、村費講師についてです。小学校における学級編成は、単式学級の維持が最大の課題です。令和3年度も、村費講師を2名配置するとともに、県費の教員をもって、単式学級による体制を維持することができました。中学校における教職員について、国の定数基準ではすべての教科の教員の配置ができないため、不足を生じた教科については、県費の非常勤講師の配置を求め、学校運営に支障をきたさないよう務めてまいりました。現状、奈良県、全国でも講師の人材確保が困難な状況になっております。村費講師、非常勤講師の確保というのは今後大きな課題となってくるところでございます。次は、社会教育分野についてです。社会教育、人権教育、公民館での教室、社会体育については、コロナ禍の状況の中で、高齢者学級や家庭教育学級、女性学級等、事業が中止になったり、縮小となるということになりました。高齢化や人口減少の中で、従来行われていた事業が円滑に進められないといった課題も明らかになっております。さらには社会教育に関する諸団体の組織運営についても、さまざまな課題が浮かび上がっております。次に、文化の振興に関する内容です。歴史文化財の保存では、令和3年度は、伊勢本街道整備につきまして、鞍取峠と桜峠1200メートルの地形測量、境界確定業務が行われました。次年度も引き続き事業を継続してまいります。次に、地域の教育力を学校教育に生かすための取り組みということで、地域学校パートナーシップ事業では、学校運営協議会と学校協働実行委員会の連携のもと、学校支援ボランティアの協力によりまして、生活科の学習や

総合的な学習を進め、ふるさとに根ざした心豊かな子どもを育てるための取り組みを推進することができました。地域ボランティアの高齢化や減少は、今後の課題であると考えております。放課後児童一時預かり事業についても、放課後の児童が安全で、安心して暮らせる場所の確保、このことを最優先にしながら、事業の継続を図ってまいりたいと思います。最後に、旧御杖小学校の校舎校地の活用についてです。活用につきましては、文部科学省の廃校舎活用プロジェクトのホームページ上に、写真や様々な校舎に関する情報をのせて全国に周知をしているところでございます。問い合わせや現地訪問があつたりということがありましたが、令和3年度末時点では、活用に向けた具体的な動きには至っていないというのが現状でございます。最後のページには、第三者による評価を、学校運営協議会委員の青海久子さんからいただきましたので、添付をさせていただきます。以上、令和3年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検、評価についての報告とさせていただきます。

○副議長(葛城昌俊君):ただ今、鈴木教育長より内容の説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で、日程第22報告第3号、令和3年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検、評価の報告についてを終わります。

◎散会の宣言

○副議長(葛城昌俊君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は9月22日木曜日午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午前11時35分散会)

(令和4年9月22日)

令和4年9月御杖村議会定例会(第2号)

令和4年9月22日(木)
開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 承認第5号〔原案承認〕
専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度御杖村一般会計補正予算(第2号))
- 第2 承認第6号〔原案承認〕
専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号))
- 第3 議案第23号〔原案可決〕
令和4年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について
- 第4 議案第24号〔原案可決〕
令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について
- 第5 議案第25号〔原案可決〕
令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について
- 第6 議案第26号〔原案可決〕
令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について
- 第7 認定第1号〔原案認定〕
令和3年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 認定第2号〔原案認定〕
令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 認定第3号〔原案認定〕
令和3年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第4号〔原案認定〕
令和3年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第5号〔原案認定〕
令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 発委第5号〔原案決定〕
閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)
- 第13 発委第6号〔原案決定〕
閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(7名)

副議長	葛城昌俊君	1番	張間裕子君	
	2番	廣口芳弘君	4番	古川芳明君
	5番	吉田俊弘君	6番	山岡隆良君
	7番	松岡一生君		

◎欠席議員(1名)

議長 木村忠雄君

◎会議録署名議員

1 番 張間裕子君 2 番 廣口芳弘君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊藤 収宜君
教 育 長	鈴木 泰弘君
総務課長	中嶋 英樹君
むらづくり振興課長	片岡 保昌君
会計管理者	今井 智 君
教育委員会次長	中村 康幸君
住民生活課長	仲子 雄史君
産業建設課長	古谷 匡敏君
保健福祉課長	川上 隆二君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

閉会 午前10時25分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○副議長(葛城昌俊君):皆さん、おはようございます。本日の9月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。本日の会議に際し、木村議長より入院療養のため欠席届が出ております。ことによりまして、議長が欠席となりますので、地方自治法第106条の規定により、私副議長が議長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ただ今の出席議員は7名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりとします。

◎承認第5号専決処分の承認を求めることについて(令和4年度御杖村一般会計補正予算(第2号))、承認第6号専決処分の承認を求めることについて(令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号))

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○副議長(葛城昌俊君):先ず、日程第1、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、令和4年度御杖村一般会計補正予算第2号、日程第2、承認第6号専決処分の承認を求めることについて、令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号の2件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。これを一括議題とし御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):議長、8番山岡。

○副議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、承認第5号及び承認第6号につきまして、一括してその審査の経過と結果についてご報告いたします。まず、審査の経緯でございますが、去る9月12日の本会議におきまして、専決処分による補正予算2件及び補正予算4件、決算認定5件の合計11件の案件が付託されたことにより、9月16日に予算決算委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、承認第5号及び承認第6号につきまして、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛させていただきます。採決の結果につきましては、承認第5号・承認第6号ともに、全員の賛成により、承認すべきもの決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○副議長(葛城昌俊君):山岡委員長、ご苦勞様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎承認第5号専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度御杖村一般会計補正予算(第2号))

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第1、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、令和4年度御杖村一般会計補正予算第2号を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、承認です。日程第1承認第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、令和4年度御杖村一般会計補正予算第2号は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号))

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第2、承認第6号専決処分の承認を求めることについて、令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、承認です。日程第2承認第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2、承認第6号専決処分の承認を求めることについて、令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号は、委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第23号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の
議定について、議案第24号令和4年度御杖村簡易水道事業
特別会計補正予算(第1号)の議定について、議案第25号
令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
の議定について、議案第26号令和4年度御杖村介護保険
特別会計補正予算(第1号)の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第3、議案第23号令和4年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定について、日程第4、議案第24号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定について、日程第5、議案第25号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定について、日程第6、議案第26号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定について以上の4件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。これを一括議題とし御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○副議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):それでは、議案第23号から議案第26号の補正予算4件につきまして、一括して、その審査結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については各議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、補正予算4件ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○副議長(葛城昌俊君):山岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第23号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第3号)の議定について

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第3、議案第23号令和4年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第3議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3、議案第23号令和4年度御杖村一般会計補正予算第3号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第24号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第4、議案第24号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第4議案第24号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4、議案第24号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第25号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第5、議案第25号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第5議案第25号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5、議案第25号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第26号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第6、議案第26号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第6議案第26号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6、議案第26号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎認定第1号令和3年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和3年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第7、認定第1号令和3年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第2号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第3号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第4号令和3年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第5号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の5件は、各会計決算認定の案件ですので、一括議題とします。本件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○副議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):それでは、認定第1号から認定第5号の各会計歳入歳出決算認定の5件につきまして、一括して、その審査結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、全5会計を一括議題とし、質疑を行いました。委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については各議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。その後、各会計ごとに討論及び採決を行い、全5会計ともに全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○副議長(葛城昌俊君):山岡委員長、ご苦勞様でした。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎認定第1号令和3年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。先ず、日程第7、認定第1号令和3年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第7認定第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7、認定第1号令和3年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第2号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第8、認定第2号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第8認定第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8、認定第2号令和3年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第3号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第9、認定第3号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第9認定第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程9、認定第3号令和3年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第4号令和3年度御杖村介護保健特別会計歳入 歳出決算の認定について

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第10、認定第4号令和3年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第10認定第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程10、認定第4号令和3年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第5号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について

[討論、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第11、認定第5号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第11認定第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○副議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11認定第5号令和3年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎発委第5号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第12発委第5号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第6号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第13発委第6号閉会中の継続調査申出についてを議題としま

す。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎閉議及び閉会の宣言

○副議長(葛城昌俊君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和4年9月御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時25分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会副議長

葛城昌俊

御杖村議会議員

張間裕子

御杖村議会議員

廣口芳弘